

Information

平成31年4月から産前産後期間の国民年金保険料が免除となります

免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間(以下「産前産後期間」といいます。)の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された方を含みます。)

※産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したのものとして、老齢基礎年金の受給額に反映されます。

対象者

国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方

届出時期

出産予定日の6カ月前から届出可能ですので、速やかに届出ください。

※ただし、届出ができるのは平成31年4月からです。

施行日

平成31年4月1日

問い合わせ・届出先

町民生活課 保険年金係 内線 2114

Topics

てっぺんとりました！鬼北町の特定健診受診率が愛媛県で1位に！

先日、平成29年度国民健康保険の特定健診受診率(法定報告値)が発表され、鬼北町民の受診率が愛媛県で1位となりました。(県平均:30.6%、鬼北町:55.1%)

平成20年から始まった特定健診(対象:40歳~74歳)。10年前から県内の上位には位置していましたが、今回、2位の医師国保組合、3位の松野町を大きく引き離し単独トップに立ちました。これは、鬼北町の住民の皆さんの健康に対する意識が高いことに加え、未受診者に特定健診受診券を送付し、各医療機関での受診をお願いしたところ、多くの方が受診されたためと考えられます。



特定健診の目的とは…

毎年受けて自分自身の生活習慣を見直し、健康に過ごすことです。太っている人は生活習慣病のリスクは高くなりますが、痩せていても高血圧や高血糖と無縁とは限りません。

また、通院中の方も特定健診の対象となります。通院先の病院等で特定健診と同じ検査を行っている場合は、保健介護課に健診結果をご提供ください。ご提供いただくと、特定健診を受診したことになり、町としても助かります。

特定健診受診率が低い・受診しないということは…

早期発見・早期治療とならず、病気が進行してから治療を始める可能性が高くなるため、時間もお金もたくさんかかり、結果的に被保険者の医療費・保険料(税)の負担が上がる可能性が出てきます。

特定健診の受診率アップは、近年、国が医療費の適正化に向けた自治体の取り組みに対して交付金を支援する保険者努力支援制度においても評価指標の1つとなって重要視されています。

全国的にはまだまだ低い受診率

今回、鬼北町が1位になりましたが、全国の中では愛媛県はまだまだ低い状況に変わりありません。55.1%ということは、まだ2人に1人の人が特定健診を受けていないということです。平成30年度は新たな試みとして、国の補助事業によりAI(人工知能)を用いて、未受診者に対して3回の通知を実施しました。

「健康には自信がある」「忙しいから」「病院に通っているから」などの理由で、特定健診を受けていない方はいませんか？特定健診を受けることは、自分だけでなく、家族の大きな安心につながります。ご家族・ご近所で声を掛け合って、年に1回は特定健診健康診断を受診しましょう。

問 保健介護課 保健係 内線3113